

6月1日~おくやみ窓口を開設します

問市民窓口課 ☎32-2072

亡くなった人に関する市役所での手続きが1つの窓口でできる「おくやみ窓口」を、6月1日(月)から開始します。ご遺族の負担を少なくできるよう支援します。

利用には、事前予約が必要です。

■おくやみ窓口

とき 平日午前9時30分~午後4時30分(年末年始を除く)

ところ 市民窓口課(市役所1階7番窓口)

予約電話番号 ☎32-2072

■おくやみ窓口でできる主な手続き

内容	手続き
住民登録	世帯主の変更、印鑑登録証の返納など
国民年金	未支給年金、遺族基礎年金、死亡一時金の請求など
国民健康保険・後期高齢者医療保険	保険証の返納、葬祭費の申請など
介護保険	保険証の返納など
障害福祉	障害者手帳の返納、障害者手当資格喪失の届け出など
税金	代表相続人の届け出、振替口座の変更、原動機付自転車の廃車・名義変更の手続きなど

※手続きの内容により、一度で終わらないものや、担当の窓口を案内する場合があります

※利用状況により、待ち時間が発生する場合があります

※各担当の窓口で直接手続きすることもできます

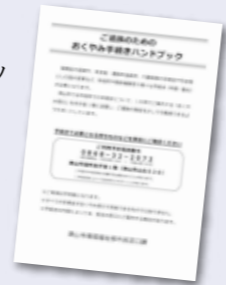


市民窓口課

おくやみ手続きハンドブックを作成しました

市役所や市役所以外で行う、亡くなった人に関する手続きをまとめたハンドブックを作成しました。

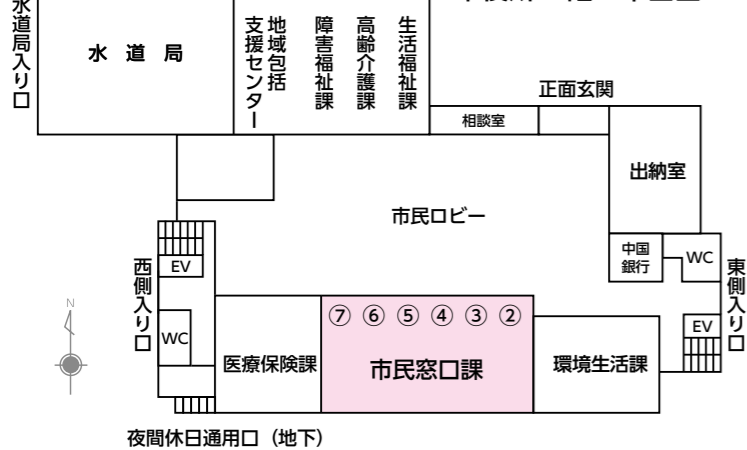
市民窓口課と各支所・出張所などで、火葬許可申請の手続きの際に配布します。市ホームページからダウンロードすることもできます。



津山市 おくやみ手続き

検索

市役所1階 平面図



※WC=トイレ、EV=エレベーター

住民票・戸籍などの「証明交付」と「届け出」の窓口分割しました

市民窓口課での手続き

- ②番 パスポートの申請と交付、地籍図の閲覧と交付
- ③番 住民票、戸籍などの証明の申請受付
- ④番 ③番の証明の交付と会計
- ⑤番 住民異動・戸籍の届け出
- ⑥番 個人番号カードの申請など
- ⑦番 おくやみ窓口、国民年金の手続き



手話など さまざまな意思疎通の方法について理解を深めよう

問障害福祉課(市役所1階) ☎32-2067、FAX 32-2153

令和2年3月に「津山市言語としての手話の理解の促進及び手話等の普及に関する条例」を制定しました。手話を始め、さまざまな意思疎通の方法について理解を深め、誰もが自分らしく安心して暮らすことができる社会を目指しましょう。

手話は言語のひとつ

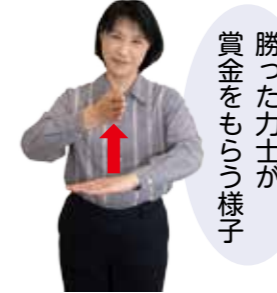
手話は、音の聞こえない世界で、相手に意思を伝えるために生まれた言語です。文法や単語の表現など、「言語」として独自に発展してきました。

\\こんにちは\\



右手の人差し指と中指を額に当てる

\\ありがとう\\



左手の甲に乗せた右手を挙げる

\\うれしい\\



両手を胸の前で交互に上下させる

手話は、手や腕だけでなく、口の動き、顔の表情など、体全体を使って表現します

選択できる意思疎通の方法

一人ひとりが自分らしく生活するため、手話、点字、音読など、それぞれに合った方法を自分で選択することが大切です。



市の支援制度

手話通訳 窓口での手続きを支援するなど、市役所に専任の手話通訳者がいます。また、市内で手話通訳が必要な人に、手話通訳者を派遣します。

声の広報津山 希望する人に、毎月発行する『広報津山』の一部を読み上げた、CDまたはカセットテープを配布します。

文字放送(情報ホットライン) ケーブルテレビで、市からのお知らせの文字情報を流します。

要約筆記 市内で、会議などの内容を短くまとめた文章にする要約筆記が必要な人に、要約筆記者を派遣します。

発声教室 喉頭・咽頭を摘出した人に、指導員が発声方法の訓練などを行います。

みんなで理解し、支え合おう

手話、要約筆記、言葉や文字を点字に直す点訳、音声にして分かりやすく伝える朗読などを学ぶ講座を行っています。

互いを理解し、支え合うために、さまざまな意思疎通の方法を学びませんか。

内容など、詳しくは津山市社会福祉協議会(津山市総合福祉会館内) ☎23-5130 にお問い合わせください。

